

宮城県高度情報化推進協議会の後援名義を希望される方へ

1 後援名義の条件

以下のとおりです。

会員であるかどうかは問いません。

- (1) 当該行事を完遂する能力がある者又は団体による主催であること。
- (2) 協議会の目的に合致し、本県の情報化推進に寄与する公益性があること。
- (3) 宗教的又は政治的な目的を有しないこと。
- (4) 法令に違反しないこと。
- (5) 暴力行為、迷惑行為その他社会的な非難を受ける行為を伴うおそれがないこと。
- (6) 不特定多数の者を対象とすること。
- (7) 営利を目的としないこと。
- (8) その他協議会が不相当と認めることが無いこと。

2 後援名義申請

次のページ「後援申請書」に必要な書類を添付して事務局まで送付ください。

後援決定通知書を送付します。

添付書類

- ・パンフレット等（広報用サイトを紙出力したものでも可）
- ・不特定多数の者を対象とすること及び営利を目的としないことが分かるような書類
→パンフレットに「対象者：一般の方」や「参加無料」等との記載があれば、特別な書類を御用意いただく必要はありません。受講料・入場料など参加者負担金を徴収するような場合には、収支計画（概算で可、原則として収支はゼロ）の分かる書類（様式任意：様式例は次々ページ）を添付してください。

3 協議会会員に対する広報

協議会会員への広報（メールニュース、会員向けサイト掲載）を希望される場合には、原則として広報開始希望日の2週間前までに、事務局までその旨お申し出いただき、上記パンフレット等の電子ファイル、案内文（案）を電子メールで提供ください。

4 その他

会員については、IT化推進事業助成金の助成決定がなされた事業の場合には、後援申請をしなくとも、助成決定をもって後援名義の承認とみなせます。

ただし、助成決定の前に事業実施または事前広告等を行う場合には、2の申請を行ってください。

宮城県高度情報化推進協議会事務局
〒980-8570
仙台市青葉区本町三丁目8-1
宮城県震災復興・企画部情報政策課内
TEL:022-211-2471 FAX:022-211-2495
e-mail: mipa@pref.miyagi.jp